

社団法人 町田 町田 法人 会報

社団法人 町田 法人 会

東京都町田市原町田3-4-4
町商会館内

TEL. 0427 (26) 2453
(26) 4132

発行日 昭和63年3月17日

第26号(通刊54号)

昭和63年
陽春号



越後平野のチューリップ畑(新潟県)
撮影・今福克保・会員 今福商事(株)代表取締役

題字は三田村宗吾町田税務署長

目次

今年度を振り返って(三橋会長).....	2
法人税解説シリーズ.....	3
部会だより(婦人部会・源泉部会・青年部会).....	6
委員会からお知らせ(研修委員会・厚生委員会).....	9
税務署からのお知らせ.....	11
事務局だより.....	11

＝増やそう法人会員＝



今年度を振り返って

社団法人 町田法人会会長 三橋 忠正

早春の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より会務運営に関しまして多大なるご協力を賜わり心より御礼申し上げます。

さて今事業年度も3月末をもって終了致します。今年度は、地区会のより活性化を目途とした地区再編成、全法連 100万社達成の会員増強運動等、特筆すべき活動がいくつかございました。地区再編成に関しましては従来の7地区会を14地区会へと細分化、きめ細かな情報伝達と事業活動への身軽な取り組みを目指しましたが、地区別研修会の開催状況等を見るに、当初の狙い通り機能しているように思われます。

会員増強に関しましては、例年活発な活動がなされていますが、とりわけ今年度は全法連 100万社達成という大きな目標に向けて会員の皆様の絶大なご協力を賜わり、無事割り当て数を達成することができました。町田法人会にあっては、東

法連46法人会中でも加入率に於て常に上位にランクされております。毎月開催しております会員数調査定例会での、加入歓奨に向けての活発な議論も高加入率維持に大いに寄与しているところと思います。

共済制度連絡協議会も各保険会社事業団との緊密な連携により、これまた東法連傘下にあつて各制度とも高加入率を示しています。その他、公開講演会を始めとする各種研修会の実施、町田税務署の皆様の多大なるご協力を得て催された、源泉、青年、婦人部会の日常的な活動等、今年度は例年にもまして活発な活動がなされたと思います。

来年度は、既に理事会でも審議をされております会員名簿作成という大きな事業を控えています。会員名簿作成特別委員会が構成され、稼動を始めています。各種事業に加えまして、名簿作成に関しましても、会員の皆様の倍旧のご支援をお願い申し上げます。

会報に皆様のご意見を

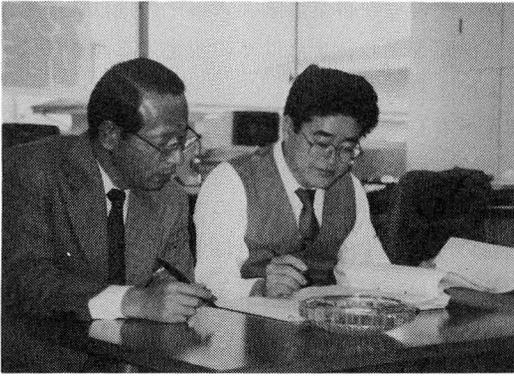
広報委員長 井之上 哲夫

会報作成に当たりましては、日頃より皆様のご協力を賜わり、誌上を借りて厚く御礼申し上げます。年4回の会報発刊と年10回の法人会ニュースの発行が、広報委員会事業の柱となっております。今年度は今号が最終号になります。永く続けて参りました現在の会報の体裁を、次号から少し変えてみたいと思います。広報委員会でも表紙を含め、体裁の変更を検討しております。盛り込む内容、文字の大きさ、字組みの型等、これを機会に会員

の皆様からご意見を承りたいと思います。何かご意見がございましたら、事務局までお申し付けいただきたいと思います。

なお、現在は会員への配付を、手配りを原則に行つて参りましたが、これも郵送の方法へと検討を進めています。

今後とも会報作成にご協力を賜わりますよう、宜敷くお願い申し上げます。



法人税解説シリーズ

町田税務署上席指導官

渡部正晴

取締役でなくても役員になる場合がある

役員賞与は損金不算入

調査官はここを否認した

〈ケース1〉 A社は、アクセサリーの小売業を営んでいる同族会社である。代表者は発行済株式の60%を所有しているが、他に別法人であるレストランを経営しているため、A社の販売方針、資金計画等の決定はすべて代表者の妻である甲が行っている。

甲は株式を所有しておらず、商法上の取締役でもないのに、甲に対する賞与は全額損金として経理していた。

ところが、税務調査で、甲は役員とみなされるとして、甲に対する賞与は全額利益に加算された。

〈ケース2〉 B社は、代表者乙がX社に対して行っていた保証債務 550万円を当期X社が倒産したことに伴い、肩代わりして返済した。その後、X社の資産状況、支払能力からみて回収することが困難であることが明らかになったので、決算期に貸倒損失として処理した。

ところが、税務調査で、貸倒損失とした 550万円は、代表者乙に対する役員賞与であるとして利益に加算された。

なぜ否認されたか

ケース1は役員の範囲を正しく認識していなかったために否認された事例です。

法人税法上の役員には、商法、民法等に規定する役員のほか、法人の使用人以外の者で、その会社の経営に従事している者、または、同族会社の使用人のうち、次の要件のすべてを満たしている者で、その会社の経営に従事している者が含まれます（令7、71④四）。

- ① その使用人が同族会社であることの判定の基礎となった株主グループに属していること。
- ② その属する株主グループの持株割合が10%を超えていること。
- ③ その使用人（その配偶者およびこれらの者の持株割合が50%以上である他の会社を含みます）の持株割合が5%を超えていること。

ケース1の場合、代表者の妻である甲は、商法上の役員でもなく、A社の株式も全く所有していませんが、前記①～③に掲げる株主グループの判定上は、たとえその甲自身がその会社の株式を所有していない場合であっても、甲の特殊関係者、つまり、甲の夫であるA社の代表者が株式を有している限り、甲はその株主グループに所属するものとされています（基通9-2-4）。

次に「経営に従事している」とは実質判断によりますが、その者が事業計画、人事その他法人としての意思決定を要する事業運営上の重要事項について、自ら決定を下し、またはその決定に参画するなど、法人の枢機に参画している場合は、経営に従事しているものと判断されます。

従って、ケース1の場合、配偶者がA社の株式の60%を所有しているため前記の要件を満たしており、しかも、甲は事業運営上の重要事項について決定するなど実質的に経営に従事していると認められその結果、甲はA社の役員とみなされ、甲に支給した賞与の損金算入が否認されたものです。

役員賞与は、会社の業績に応じ本来株主に帰すべき利益のうち、株主の同意（株主総会等の決議）を得て役員に与えられる利益の処分であると考えられており、役員に対して支給する賞与は、損金の額に算入されないこととされています（法35）。

一方、役員退職給与は、退職給与規程に基づいて支給されるものであるかどうかを問わず、また、その支給の名義のいかんにかかわらず、役員との退職に伴い支払われる一切の給与をいい、損金経理しなかった金額および損金経理した金額で不相当に高額な部分の金額は、損金の額に算入されないこととされています（法36）。

ケース2の場合は、法人が役員等に対して金銭以外の権利その他経済的利益の供与をした事例です。

この場合、その経済的利益の供与は役員等に対して給与を支給したと同様の経済的效果をもたらすことから、給与として取り扱われることとなりますが、そのうち定期的なものは報酬に、臨時的なものは退職給与に該当するものを除き賞与として取り扱われます（基通9-2-10、9-2-16）。

ケース2の場合、B社は、代表者が負うべき債務を肩代わりし、X社の債権者に支払ったのですから、B社は代表者に対して債権が生じたこととなります。それを貸倒損失として処理したのですから、債権を放棄したこととなります。

従って、貸倒損失として処理した金額は、代表者に経済的利益を与えたこととなり、臨時的なものですので賞与となります。



アドバイス

① 法人が役員に対し固定給のほか歩合給、能率給、または超過勤務手当（使用人兼務役員に対するものに限られます）を使用人と同一の基準で支給する場合は報酬となるが、前月の売上高に応じて支給するような場合は、売上高に関係なく支給される給与の額を超えるものは賞与となるので留意する必要がある（基通9-2-13、9-2-15）。

② 役員賞与と認定された給与の源泉所得税額を、法人が租税公課勘定で支出している場合には、その税額は、その役員に対する給与（賞与）となるので、さらに源泉所得税の課税対象となる。

昭和63年 合同新年賀詞交歓会に出席

恒例の全法連、東法連合同の賀詞交歓会が去る1月13日、東京・帝国ホテルで開催されました。町田法人会からは三橋会長、鈴木副会長、岩波総務委員長、森税制委員長、杉浦研修委員長が出席、署からは小野寺副署長が出席されました。

第一部は政治評論家・屋山太郎氏の「竹下新政権の課題」と称する講演、第二部の賀詞交歓会は出席者500名という盛大なものでした。



講師は政治評論家の屋山太郎氏、竹下政権の課題について語る。



「にせ税理士」にご注意

納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成、税務相談などの業務は税理士法によって税理士の資格のない人はできないことになっています。

資格のない人が税務書類の作成などの税理士業務を行うことがあります。このような、「にせ税理士」は法律に違反するばかりでなく、納税者の皆さんに迷惑をかけることになります。

したがって、税務書類の作成の依頼は、正規の“税理士”にしましょう。

税理士についてのお問合せは、税務署総務課または税理士会へどうぞ。

町田市中町3-3-6
町 田 税 務 署
☎ 0427 (28) 7 2 1 1

町田市中町3-4-2
東京税理士会町田支部
☎ 0427 (29) 0 7 7 7

お料理講習会に参加して

町田北第二地区幹事 佐 瀬 さち子

昨年の12月21日開催された料理講習会は「ころのこもった手料理で明るい年を迎えましょう」との先生のお話から始まりました。教えていただいたのは、「穂わらびいか」「肉巻きゴボー」「たまり煮こんにゃく」「身巻き推茸」「スモークサーモンの冷製」「花きんかん」の6種類を短時間の内においしく作ることができ、試食しました。どの材料も身近にあるものばかりで、おふくろの味といましょうかとても食べやすく、どれもお正月には是非作って家族をよろこばそうとおせち料理が楽しみです。

又、皆様も同様と思いますが忙しい毎日ですから時間がかからなくておいしい物、そして温いころのこもった手作りを家族には食べさせたいと苦心しておりますので、とても、参考になりました。



料理講習会も回を重ねるごとに参加者も増えている。

婦人部に入れていただき、講演会、研修会、講習会等々計画して下さり勉強させていただき感謝しております。

確定申告期の広報活動

婦人部部会長 堤 敏子

2月16日～18日の3日間、申告期のご協力と、婦人部会員加入勧奨のための活動として、以前部会で作りました「加入しましょう」というポケットティッシュに「振替納税にご協力を」というチラシを入れ、署の玄関で、12名の役員の方々のご苦勞により、申告を終えられた方に、お配りいたしました。

法人会、同婦人部会のPRにお役に立てたと思っています。



講演会のお知らせ

3月29日 午後1時30分より 町田税務署 3階大会議室にて
 <女性は今!!> 八王子法人会婦人部会長 北村とよ子氏
 <改正税法のポイント> 法人税第1部門 渡部 上席指導官

観劇会の開催

婦人部部会長 堤 敏子

婦人部会5周年を記念して、兼ねてから皆様のご要望が多かった観劇会を、2月4日に開催いたしました。当日は、明治座にて池内淳子の“花くれないの女”を鑑賞し、みなさんたいへん感動して「とてもよかった、又お願いします。」という声がほとんどでした。

今回は、お席を30席用意したのですが、申し込みが殺到し、お断わりする人も出てしまいました。今後もこの様に、申し込みが殺到するようなよい企画を立て、研修会や講習会等開催していけたらよいと思います。

部会だより

源泉部会

税制改正説明会を開催

源泉部会部会長 四ヶ所 守

1月21日午後1時30分より町田税務署3階会議室において、62年10月1日から改正された所得税の内容について研修会を開催しました。

当日は新年明けの忙しい時期でありましたが、41名の参加者があり、税制改正に対する関心の高さと給与担当者として知識向上への熱意が感じられて盛況でした。

開会に先だち、町田税務署法人税第一部門松永統括官並びに部会長が挨拶し、スライド上映をトップに研修会に入りました。

渡部上席指導官・長井調査官からは、改正内容のポイントについて、とりわけ新たに創設された配偶者特別控除、給与所得者の特定支出控除、公的年金等控除の各制度について資料を使ってくわしい説明がなされました。

次いで、町田市役所細野市民税課長より地方税改正内容の説明と市税一般の歳入・歳出の状況について講演が行われました。

改正税法の説明会。写真右は四ヶ所源泉部会長。下右は細野市民税課長、下左は長井調査官。



41名の参加者があった。



今年度を振り返って

青年部会部会長 金子 仙太郎

今年度の部会活動を振り返ってみますと、6月に開催した「同族会社の株式対策」についての税務研修会を皮切りに多数の事業活動を実施してきました。9月10日のゴルフ教室では、部会員の親睦を図ることが出来、その後の部会活動に活発化の傾向がみえたように思われます。

続く、10月13日に行われた公開講演会では、講師に三橋国民氏を迎え、氏の戦争体験から生まれる「生きざま」が、その日集まった84名の参加者に深い感銘を与えたのではないのでしょうか。世の中の仕組みにとらわれ、左の脳（技術的な面）を使うよう慣らされてしまった者に、思想的な働きを持つ右の脳をうまく使い、新しい発想や“ひらめき”とそれらを支える経験によって企業経営に役立てるという提案は、若い経営者にふさわしいものと思います。

そして、12月に開催した税務研修会「わかりやすい相続税」では、もっとも身近な税金として実感の持てるものでありました。しかし、それ以上に相続の難しさも感じたのではないのでしょうか。そこで、当部会では、相続について今後も研修会を開催し、少しずつ掘下げて行こうと考えております。

また、この度開催します青年部会見学研修会では再び都心方面へ足を伸ばし、交通管制センター

等を見学して来ます。そして、今回初めての試みとして、車中ビデオ鑑賞「マルサの女」を上映。更に恒例でありました懇親会も思い切って取り止めホテルニューオータニの展望レストランにて食事をするにとどめ、部会員各自の時間的負担を考慮に入れ今回の様な企画で、新しい部会員の参加を期待したわけであります。

さて、2月9日に開催した、定例三役会にて、来年度の事業計画について基本的に本年度事業を踏襲しつつ更に充実したものを計画、ひとりでも多く参加できる、魅力ある部会にむかって努力していきますので、ご協力をお願いします。



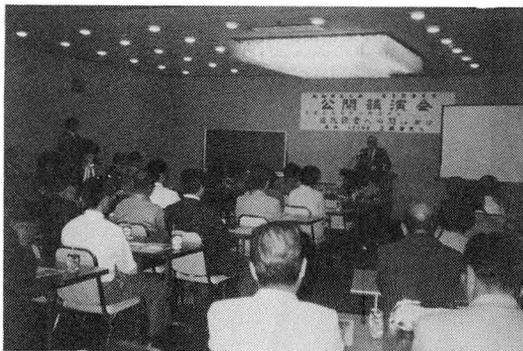
昨年12月に開催した税務研修会「わかりやすい相続税」。時節柄相続税については非常に関心が高かった。

確定申告期

恒例の駐車場整理をお手伝い



確定申告期、恒例の税務署駐車場整理のお手伝いをした。



三橋国民氏を講師に迎えた公開講演会。氏の戦争体験を踏えた講演内容は深い感銘を与えた。

研修委員会よりお知らせ

研修委員長 杉浦信男

62事業年度もいよいよ新事業年度へのインターバルゾーンを迎える頃となりました。ここに恒例ともなりました研修事業について若干ながら振りかえらせていただきます。

まず固定的経常的事業の業務として担当いたしました決算法人税務説明会でございます。署ご当局並びに税理士会のご協力のもとに逐月実施をさせていただきます。決算月の関係から出席者の状況は一様ではありませんが三月期の56社を頂点として年間トータルで前年対比25パーセント強の出席者を得ることが出来たのでございます。

次に新設法人税務説明会でございますが、組織委員会の会務の執行を連係補佐する立場で担当し各月実行をいたしました。年間200社を凌駕する参加を数え、本会の啓蒙理解の為の貴重な側面を担って参りました。

次いで初級実務簿記講習会の開講でございます。毎回好評を拍し今回は57名の受講申込みを得たのでございます。講師を税理士会町田支部に派遣をお願いし、新進気鋭の川西京也先生を迎え6月4



日より週一回九回に亙り講座を開催してまいりました。夜間にも拘らず出席率が高く修了証書授与者は46名を数えたことから、内容の充実振りを推量いただけましょう。

引き続き中級実務簿記講習会の開講をいたしました。27名の申込をいただき8月24日より九回に及ぶ講座を実施し学究肌の村山正先生を派遣いただき講師をお勤め願ったのでございます。小人数ならではの講義は実践的内容で好評でございました。

さて、研修委プロパー事業は地区別研修会並びに公開講演会の開催でございます。地区別研修会は14地区5会場にて署ご当局の全面的ご協力と地区会の主体性の中で企画され実施いたしました。それぞれの地域事情を考慮し内容を弾力的にした運営が今次計画の特長でございました。税制改正事項の説明、ビデオによる研修、に加えヒアリング（懇談会）に貴重な意見や活発な質疑がなされ地域に於ける法人会活動の真理を垣間見た感を覚



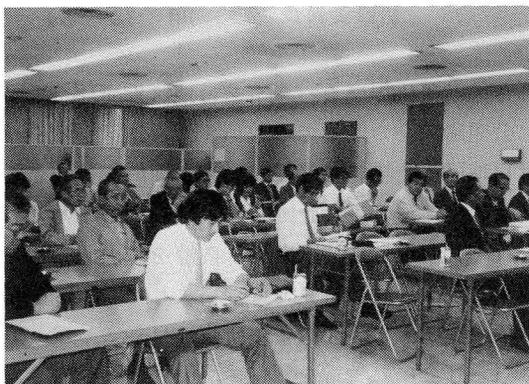
税を知る週間に催された公開講演会。今年度は、中国文学者・守屋氏の講演、180名の参加者を得て盛大に催された。

えたのでございます。実施会場を増やした（1会場）関係を勘案しても延べ200人を越える多数の会員の参加を賜りましたことは地区会基盤の強化の証左として評価されるのでございます。地区役員のご努力に感謝を申し上げる次第でございます。

税を知る週間協賛行事としての公開講演会もようやく定着の感がいたします。本年度は11月16日ラポール千寿閣に於て中国文学者守屋先生を招へいし盛大に開催いたしました。演題は中国古典にみる指導者像一歴史に学ぶ経営の知恵一、氏の著書や訳書を随所に引用して感銘深く質の高い講演で聴衆を魅了されたのでございます。要旨に就いては法人会報に掲載いたしましたので通覧いただけた方も多くと存じますが、一般参加者を含め180名余心を洗われる充実したひとときを過ごしたの

でございました。

税知識の普及、納税道義の高揚等のパブリシティ活動に当会としていささかなりとも一翼を担っ



地区別研修会は14地区 5 会場で開催。延べ200名の参加者を得た。

た意義は深いものがございましょう。

時代の急速な変転、環境の変化に対応し会員のニーズが多様化し所在の把握が会務運営上大きなウェイトを占めることとなり、勢い研究活動の多段階事業の執行が要請されることになるのではないのでしょうか。この意味からもここ二年大和證券のトップセミナーに協賛をさせていただいておりますが、この種のいわゆるジョイント事業の増加の傾向にあると申せましょう。会員の要望を捉えつつ慎重に委員会計画を検討して参る所存でございます。今次事業の執行の上で格別のご指導ご協力に預りました署ご当局並びに円滑なる会務運営の原動力とも申せます各位殿に厚く感謝をいたしまして、甚だ簡単でございますが研修委員会よりの報告を終らせていただきます。

厚生委員会より お知らせ

共済制度連絡協議会開催される

厚生委員長 古澤 一

昭和62年度第2回目の共済制度連絡協議会が、去る2月5日(金)年前11時より“烏円”にて開催されました。

当日は法人会側より、三橋会長、石井副会長をはじめ各委員、制度受託会社より、大同生命保険相互会社、AIU保険会社の皆様のご参加を得て古澤協議会会長、三橋法人会会長の挨拶の後、大同生命岡田町田営業所長よりご挨拶をいただきました。3氏とも各々の立場で法人会と受託会社の

連携を強化し、会員企業と万一の時の保障と法人会の財政基盤の確立の一助として各種制度のより一層の推進に努めることを強調されました。

つづいて各種制度について、それぞれの加入率が東法連傘下法人会の中において優秀な成績を収め、特に「特定退職金共済制度」については好成績を収め、東法連より表彰を受けた旨の報告がありました。又、併せて今後の推進方法の説明が受託会社よりありました。

にせ税務署員にご用心

いかにも、税務署や法人会等と関係があるかのような話しぶりで入会金を取ったり、高額な本(テキスト)を売りつけたりする業者が横行し、被害にあっている新設法人の方が頻繁に発生していますので、ご用心ください。

税務署や法人会では、虚偽あるいは誤認のおそれのある訪問販売には十分注意しておりますが、特に新設法人の皆さんは、よくお確かめください。

なお、不審に思われたら直接契約せず税務署や法人会に御相談ください。

従業員の退職金制度の充実に……

東法連特定退職金共済制度

従業員の福利厚生をはかって勤労意欲をたかめ
人材を確保して事業の安定成長をはかることを
目的とした制度です。



この制度のすぐれた特色

- ★掛金は1人月額20,000円まで全額損金(必要経費)処理できます。
- ★将来支払うべき多額の退職金を月々わずかの掛金で計画的に準備できます。
- ★掛金は1口1,000円から20口20,000円まで加入できます。
- ★1年未満の退職でも給付金が支給されるので掛け捨てになりません。

〈過去勤務期間通算制度〉※新規加入事業所のみ適用されます。

採用のメリット

- ★被共済者の過去勤務期間を通算することにより、さらに充実した退職金制度が確立できます。
- ★この取扱いによる掛金(過去勤務掛金)は全額が損金または必要経費に計上できます。

お問い合わせは……

(財)東法連特定退職金共済会

〒160 東京都新宿区坂町13-4・全法連会館内
電話(03)357-1641

取扱会社

大同生命保険相互会社

横浜支社 厚木営業部 町田営業所
〒194 町田市中町2-2-5
電話(0427)22-5756